

## 議案第 22 号

石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 31 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、コミュニティセンターの利用料金を改正するため。

## 石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

石岡市コミュニティセンター条例（平成18年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第11条関係）

#### 1 石岡市南台コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,100	1,100	1,100	3,300
和室（1室 当たり）	550	550	550	1,650
小会議室	550	550	550	1,650
談話室	550	550	550	1,650
児童室	550	550	550	1,650

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

#### 2 石岡市杉並コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,100	1,100	1,100	3,300
会議室	1,100	1,100	1,100	3,300
和室（1室 当たり）	550	550	550	1,650
調理室	550	550	550	1,650

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

#### 3 石岡市鹿の子コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,100	1,100	1,100	3,300
小会議室	550	550	550	1,650

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ 5 倍の料金とする。

附 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。